

日本赤十字社福岡県支部長推薦奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社福岡県支部長（以下「支部長」という。）が日本赤十字九州国際看護大学において看護師、保健師（以下「看護師等」という。）の資格取得を目指す看護学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とする。

(貸与対象)

第2条 本奨学金は、支部長の推薦を受け、日本赤十字九州国際看護大学に入学した学生の内、奨学金の貸与を希望する者で、かつ卒業後、日本赤十字社福岡県支部又は日本赤十字社福岡県支部管内の赤十字病院に就業する意思のある者を貸与対象とする。

2 奨学金貸与者（以下「奨学生」という。）は、本人の生計を主として維持する者が福岡県内に居住している者とする。

(奨学金貸与者の人数)

第3条 奨学生は、原則として毎年1名以内とする。

(奨学金貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、正規の修学期間（4年間）とする。但し、休学等がある場合は、その期間中は奨学金を貸与しない。

(奨学金の貸与額等)

第5条 奨学金は年額60万円（月額5万円）を上限とし、4月及び10月にそれぞれ6ヶ月分ずつ貸与するものとする。

(貸与申請)

第6条 奨学生になろうとする者は、奨学金貸与申請書（様式1）、奨学金返済計画書（様式2）及び学業精励誓約書（様式3）を支部長に提出して、奨学金の貸与申請をするものとする。

2 貸与申請に際しては、連帯保証人2人を立てなければならない。

3 連帯保証人は、本規程及び奨学金貸与申請書に基づき奨学生が負う一切の金銭債務を連帯保証する。

4 第2項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な者とし、その一人は本人の親権者、父母またはこれに代わる者とする。

(奨学金貸与の決定)

第7条 支部長は、前条の申請に基づき、審査のうえ奨学生、貸与金額を決定し、決定後は奨学金貸与決定を通知する。

(口座の指定等)

第8条 奨学金の支給が決定された奨学生は、奨学金の振込みのための本人名義の銀行口座を指定し、奨学金振込口座届（様式4）により支部長に通知するものとする。

(奨学金の返済)

第9条 奨学生は、原則として卒業後4年以内に、奨学金返済計画書（様式2）に基づき、貸与した奨学金を全額返済しなければならない。但し、支部長は、奨学生に特別な事情がある場合は、返済期限を延長することができる。

2 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額及び方法等については、返済の義務が生じたときから1ヶ月以内に、支部長と奨学生が相互確認するものとする。

3 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、支部長は貸与を打切り又は停止するものとし、奨学生は既に貸与された奨学金を全額返済しなければならない。この場合は、具体的な返済の時期及び方法を支部長と奨学生が協議して定めるものとする。

(1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。

(2) 自己の都合又は病気等により退学したとき。

(3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。

(4) 学業途中において、奨学生として適正を欠き、又は就学成績が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。

4 奨学生が、就学中に死亡した場合は、支部長は奨学金を打切る。この場合は、既に貸与した奨学金の返済については、支部長と連帯保証人が協議して定める。

(利子)

第10条 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。但し、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課すものとする。

2 延滞利率については、別に定める。

(返済の免除)

第11条 奨学生が卒業後、別に定める条件に該当した場合は、支部長は奨学金の一部又は全額の返済を免除することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は別に定める。

(付則)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(付則)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(付則)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(付則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(付則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

但し、この規程の施行前に採用された奨学生については、改正前の規程を適用する。

日本赤十字社福岡県支部長推薦奨学金貸与規程細則

(目的)

第1条 この細則は、日本赤十字社福岡県支部長推薦奨学金貸与規程（以下「規程」という。）に基づき、手続等の実施について適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(対象者の就労希望の確認)

第2条 支部長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し支部又は管内病院への就労希望の有無を確認する。

(奨学生の届出)

第3条 奨学生は次の各号の一に該当したときは、所定の様式により直ちに支部長に届出なければならない。

- (1) 連帯保証人を変更したとき。(様式5)
- (2) 住所を変更したとき。(様式6)
- (3) 勤務先が決定したとき。(様式7)
- (4) その他(様式8)

(奨学金の返済)

第4条 奨学生が規程第9条及び同細則第6条(5)に該当したときは、「奨学金借用証書」(様式9)及び「奨学金返済計画書」(様式2)又は、「奨学金返済猶予申請書」(様式10)を直ちに支部長に届けなければならない。

- 2 奨学金借用証書には、2,000円の収入印紙を貼付し、本人と連帯保証人の印を割り印すること。

(延滞利息の利率)

第5条 規程第10条第2項に定める延滞利息については、当該返済すべき日の翌日から返済日までの期間の日数に応じ、返済すべき額100円につき年10%の割合で計算した額を徴収するものとする。

(奨学金の返済免除の要件と免除額)

第6条 規程第11条に定める卒業後における返済免除は、「卒業後直ちに看護師、保健師の資格を取得し、支部又は管内病院に一定期間以上就業した場合に適用する。」こととし、その要件と免除額は次の通りとする。

- (1) 4年間勤務した場合若しくは4年未満であって就業中に死亡した場合は、貸与総額の全額
 - (2) 3年以上4年未満勤務した場合は、貸与総額の4分の3額
 - (3) 2年以上3年未満勤務した場合は、貸与総額の2分の1額
 - (4) 1年以上2年未満勤務した場合は、貸与総額の4分の1額
 - (5) 上記の定めにかかわらず、4年の間に休職等勤務できない状況に至った場合は、その状況が真に止むを得ない事情と認められ、且つ、継続勤務の意思がある場合は、支部長と奨学生が真摯に協議し、返済額及び返済方法を決定することとする。
- 2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、奨学金返済免除申請書(様式 11)を支部長に提出しなければならない。支部長は、同申請を審査し返済免除の諾否を対象者に通知する。
 - 3 対象者は就業から4年の間、毎年、4月末までに、在職証明書を支部長へ提出しなければならない。

(付則)

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

(付則)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

(付則)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

(付則)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

但し、この細則の施行前に採用された奨学生については、改正前の細則を適用する。